

## 鳥取県告示第458号

平成24年鳥取県告示第81号（大規模小売店舗の廃止の届出について）で告示したユニサン後藤駅前店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出について、大規模小売店舗を設置する者から次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニサン後藤駅前店  
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
- 3 届出を取り下げた日  
平成24年6月11日